千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成２７年３月改訂

千　葉　県

目　次

序　章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第１章　基本事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　１　趣　旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　２　対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　３　対象物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　４　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　５　処分期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　６　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第２章　ＰＣＢ廃棄物の保管量、使用量及び処分見込量・・・・・・・・・・・・・5
　１　ＰＣＢ廃棄物の保管量及び使用量・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　２　ＰＣＢ廃棄物の処分見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　（１）高圧トランス等のＰＣＢ廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　（２）東京電力株式会社の柱上トランス等・・・・・・・・・・・・・・・7
　（３）低濃度ＰＣＢ廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第３章　ＰＣＢ廃棄物の処理体制と推進方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　１　ＰＣＢ廃棄物の処理体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　（１）高圧トランス・コンデンサ等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　（２）高圧コンデンサの一部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　（３）安定器等・汚染物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　（４）東京電力株式会社の柱上トランス・・・・・・・・・・・・・・・・9
　（５）低濃度ＰＣＢ廃棄物等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　２　ＰＣＢ廃棄物を保管している事業者等、処理事業者及び行政の役割・・10
　（１）ＰＣＢ廃棄物を保管している事業者・・・・・・・・・・・・・・・10
　（２）ＰＣＢを含んだ機器を使用している事業者・・・・・・・・・・・・10
　（３）処理事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　（４）県及び政令市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　３　関係者相互の連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

序　章

ポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）は、電気絶縁性が高い、熱で分解しにくい、不燃性であるなど化学的に安定した性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で使われていた。

しかし、食用油の製造設備で熱媒体として用いられていたＰＣＢが食用油の中に混入し、これを摂取した人たちに健康被害を生じさせたカネミ油症事件が昭和４３年に起き、その毒性が問題化した。

さらに、世界各地の魚類や鳥類の体内からＰＣＢが検出されるなど、ＰＣＢによる汚染が社会問題となり、昭和４８年１０月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和４８年法律第１１７号）」に基づき、昭和４９年６月からは、ＰＣＢの製造、輸入が事実上禁止になっている。

その後３０年以上経過したがポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「ＰＣＢ廃棄物」という。）の処理体制は整わず、ＰＣＢ廃棄物の保管が長期化して、管理の不徹底や事業所の閉鎖に伴うＰＣＢ廃棄物の紛失が発生し、環境汚染の進行が懸念されている。

このような状況から、平成１３年７月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成１３年法律第６５号。以下「ＰＣＢ特別措置法」という。）が施行され、平成２８年７月までにＰＣＢ廃棄物をすべて処分することになり、この法律に基づき国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「ＰＣＢ廃棄物処理基本計画」という。）で、拠点的な広域処理施設を全国で５箇所整備することとなった。

国は環境事業団を活用してＰＣＢ廃棄物の処理施設の整備に着手し、平成１４年４月、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（以下、「一都三県」という。）のＰＣＢ廃棄物を広域的に処分する施設の整備について国から東京都に要請があり、東京都が提示した安全性確保等の受入条件の遵守を前提に、地元自治体の理解を得て、中央防波堤内側埋立地にＰＣＢ廃棄物処理施設の設置を受け入れた。

環境事業団は、平成１４年１１月に一都三県のＰＣＢ廃棄物の処理を行う東京事業について環境大臣の認可を得て、その後、事業を承継した日本環境安全事業株式会社（現　中間貯蔵・環境安全事業株式会社）（注）が設立され、平成１７年１１月からＰＣＢ廃棄物の処理が開始された。

一方、特別措置法施行後の平成１４年、ＰＣＢを使用していないとされるトランスやコンデンサから微量のＰＣＢが検出されるものがあることが判明したことを受け、国において焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、平成２１年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に微量のＰＣＢに汚染された廃棄物が追加された。その後、当該制度を活用して微量のＰＣＢに汚染された廃棄物の処理体制を確保する取組が始まり、平成２２年から処理が始まった。

その後、処理開始後に明らかになった課題への対応等により、当初予定して

いた平成２８年７月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となり、国は、平成２４年１２月、「ＰＣＢ特別措置法施行令」を改正し、処分期限を平成３９年３月３１日とした。また、平成２６年６月に、国は、「ＰＣＢ廃棄物処理基本計画」を変更し、処理期限の延長とともに、拠点的広域処理施設（注）を最大限活用する処理体制を構築し、一日でも早い処理完了に向けた見直しが行われ、一都三県のＰＣＢ廃棄物の一部が、地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解の下、北海道ＰＣＢ処理事業所及び北九州ＰＣＢ処理事業所で処理されることとなった。

こうした状況を踏まえ、平成２０年９月に策定した「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の見直しを行い、県内のＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、ＰＣＢ特別措置法第７条に基づき、本処理計画を策定するものである。

注　日本環境安全事業株式会社法によって設立された環境省所管の特殊法人であり、全国５箇所の拠点的広域処理施設（東京ＰＣＢ処理事業所、北九州ＰＣＢ処理事業所、大阪ＰＣＢ処理事業所、豊田ＰＣＢ処理事業所、北海道ＰＣＢ処理事業所）において、ＰＣＢ廃棄物の処理を行っている。

平成２６年１２月に施行された日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律において、名称が中間貯蔵・環境安全事業株式会社に変更された。

第１章　基本事項

１　趣　旨

ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を、総合的かつ計画的に推進するための方策を定めることにより、ＰＣＢ廃棄物による環境汚染を未然に防止し、もって県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

この計画は、ＰＣＢ特別措置法第７条に基づく法定計画であり、「千葉県廃棄物処理計画」及び国の「ＰＣＢ廃棄物処理基本計画」に即して定める計画である。

２　対象区域

千葉県全域

３　対象物

県内で保管または使用されている、ＰＣＢ特別措置法第２条第１項に定めるＰＣＢ廃棄物(注)を対象とする。

注　　ＰＣＢ廃棄物とは、ＰＣＢ、ＰＣＢを含む油、ＰＣＢが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物処理法第２条第１項に規定する廃棄物をいう。）となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

４　計画期間

平成３９年３月３１日まで(注)

注　ＰＣＢ特別措置法施行令第３条では、平成３９年３月３１日までにＰＣＢ廃棄物を処分しなければならないとされている。

５　処分期間

ＰＣＢ廃棄物の処分期間は、「ＰＣＢ廃棄物処理基本計画」に即して、表１のとおりとする。

なお、表１中の計画的処理完了期限とは、ＰＣＢ廃棄物保管事業者が原則として中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し処分委託を行う期限であり、事業終了準備期間とは、現在把握されていない廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行う期間である。

表１　ＰＣＢ廃棄物の処分期間

ＰＣＢ廃棄物の種類		処分期間	備考
高濃度ＰＣＢ廃棄物（ＰＣＢ廃棄物から低濃度ＰＣＢ廃棄物除いたものをいう。）	高圧トランス・コンデンサ等	平成３５年３月３１日まで（処理が容易でない機器等については、平成３８年３月３１日まで）	中間貯蔵・環境安全事業株式会社東京ＰＣＢ処理事業所の計画的処理完了期限及び事業終了準備期間による。
	高圧コンデンサの一部で、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州ＰＣＢ処理事業所で処理するもの	平成３１年３月３１日まで（処理が容易でない機器等については、平成３４年３月３１日まで）	中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州ＰＣＢ処理事業所の計画的処理完了期限及び事業終了準備期間による。
	安定器等・汚染物	平成３６年３月３１日まで（処理が容易でない機器等については、平成３８年３月３１日まで）	中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道ＰＣＢ処理事業所の計画的処理完了期限及び事業終了準備期間による。
低濃度ＰＣＢ廃棄物	微量のＰＣＢに汚染された絶縁油を使用した電気機器等（以下「微量ＰＣＢ汚染電気機器等」という。）及びＰＣＢ濃度が 5,000mg/kg 以下のＰＣＢ廃棄物（微量ＰＣＢ汚染電気機器等を除く）	平成３９年３月３１日まで	ＰＣＢ特別措置法施行令第３条の処分期限による

６　その他

本計画は、「千葉県廃棄物処理計画」及び国の「ＰＣＢ廃棄物処理基本計画」の改訂、処理体制の状況等の変化を勘案して、適宜見直すこととする。

第２章　PCB廃棄物の保管量、使用量及び処分見込量

１　ＰＣＢ廃棄物の保管量及び使用量

県内で保管されているＰＣＢ廃棄物及びＰＣＢを含む使用中の機器は、表１のとおりである。

表１　ＰＣＢ廃棄物の保管量及び使用量（平成 25 年 3 月 31 日現在）

種　別	単位 (注 2)	保管量 (注 1)	使用量 (注 1)	合計
高圧トランス	台	1,559	265	1,824
ネオントランス	台	138	0	138
高圧コンデンサ	台	10,766	322	11,088
低圧トランス	台	294	104	398
低圧コンデンサ	台	12,395	21	12,416
照明用コンデンサ	台	30,828	818	31,646
柱上トランス	台	113,403	34,085	147,488
安定器	台	235,196	9,708	244,904
ＰＣＢ	ｋｇ	9,039	0	9,039
ＰＣＢを含む油	ｋｇ	142,591	25,000	167,591
柱上トランスの油(注 3)	ｋｇ	76,150	0	76,150
感圧複写紙	ｋｇ	5,247	0	5,247
ウエス	ｋｇ	19,779	0	19,779
汚泥	ｋｇ	202,339	0	202,339
その他の機器等(注 4)	台	4,251	130	4,381
その他(注 5)	ｋｇ	819,769	23,361	843,130
微量ＰＣＢ汚染廃電気機器(注 6)	台	19,759	1,456	21,215
低濃度ＰＣＢを含む油	ｋｇ	723,983	2,500	726,483
低濃度ＰＣＢ汚染物	ｋｇ	130,381	0	130,381

*保管及び使用している事業所数の合計は、2,749 事業所

注１　保管量及び使用量は、ＰＣＢ特別措置法第８条に基づく届出から集計した。ただし、柱上トランス関係の使用量は、東京電力株式会社の資料を参照した。

注２　ドラム缶等各種容器にまとめて保管している場合など、台数（個数）や重量で

計上できないものがある。また、ＰＣＢ、ＰＣＢを含む油、ウエス、汚泥及びその他については、体積で計上されたものについては、１L=1kg として重量に換算している。

注３　「柱上トランスの油」とは、東京電力株式会社が所有する柱上トランスから抜き取った微量のＰＣＢを含む油をいう。

注４　「その他の機器等」とは、遮断器、リアクトル、放電コイル等をいう。

注５　「その他」とは、がれき類等のＰＣＢ汚染物をいう。

注６　「微量ＰＣＢ汚染廃電気機器」とは、ＰＣＢを使用していないとする電気機器等に、数mg/kg から数十mg/kg 程度の微量のＰＣＢに汚染された絶縁油を含む機器をいう。

２　ＰＣＢ廃棄物の処分見込量

（１）高圧トランス等のＰＣＢ廃棄物

高濃度のＰＣＢを含む高圧トランス、高圧コンデンサ、安定器、ＰＣＢ等の処分見込量は表２のとおりである。

表２　高圧トランス等のＰＣＢ廃棄物の処分見込量

種　　別	単位	保管量（Ａ）（注１）	発生量（Ｂ）（注２）	処分見込量（Ａ＋Ｂ）
高圧トランス	台	1,559	265	1,824
ネオントランス	台	138	0	138
高圧コンデンサ	台	10,766	322	11,088
低圧トランス	台	294	104	398
低圧コンデンサ	台	12,395	21	12,416
照明用コンデンサ	台	30,828	818	31,646
安定器	台	235,196	9,708	244,904
ＰＣＢ	ｋｇ	9,039	0	9,039
ＰＣＢを含む油	ｋｇ	142,591	25,000	167,591
感圧複写紙	ｋｇ	5,247	0	5,247
ウエス	ｋｇ	19,779	0	19,779
汚泥	ｋｇ	202,339	0	202,339
その他の機器等	台	4,251	130	4,381
その他	ｋｇ	819,769	23,361	843,130

注１　平成２５年３月３１日現在のＰＣＢ廃棄物の保管量である。

注２　平成２５年３月３１日現在で使用中であるＰＣＢを含んだ機器が、全て使用中止されＰＣＢ廃棄物となるものとして推計した。

（２）東京電力株式会社の柱上トランス等

東京電力株式会社が県内に保管する、微量のＰＣＢが混入した絶縁油を含む柱上トランス及び柱上トランスの油の処分見込量は表３のとおりである。

表　3　柱上トランス等の処分見込量

種　別	単位	保管量（Ａ）（注１）	発生量（Ｂ）（注２）	処分見込量（Ａ＋Ｂ）
柱上トランス	台	113,393	34,085	147,478
柱上トランスの油	ｋｇ	76,150	0	76,150

注１　平成２５年３月３１日現在のＰＣＢ廃棄物の保管量である。

注２　平成２５年３月３１日現在で使用中であるＰＣＢを含んだ機器が、使用中止されＰＣＢ廃棄物となるものとして推計した。（東京電力株式会社資料による。）

（３）低濃度ＰＣＢ廃棄物

低濃度のＰＣＢを含む高圧トランス、高圧コンデンサ等の処分見込量は表４のとおりである（注１）。

表　4　低濃度ＰＣＢ廃棄物の処分見込量

種　別	単位	保管量（Ａ）（注２）	発生量（Ｂ）（注３）	処分見込量（Ａ＋Ｂ）
微量ＰＣＢ汚染廃電気機器	台	19,769	1,456	21,225
低濃度ＰＣＢを含む油	kg	723,983	2,500	726,483
低濃度ＰＣＢ汚染物	kg	130,381	0	130,381

注１　低濃度ＰＣＢ廃棄物のうち、東京電力㈱の柱上トランス及び柱上トランスの油を除いている。

注２　平成２５年３月３１日現在のＰＣＢ廃棄物の保管量である。

注３　平成２５年３月３１日現在で使用中であるＰＣＢを含んだ機器が、使用中止されＰＣＢ廃棄物となるものとして推計した。

第３章　ＰＣＢ廃棄物の処理体制と推進方策

１　ＰＣＢ廃棄物の処理体制

高圧トランス等のＰＣＢ廃棄物（第２章２表２）は、国の「ＰＣＢ廃棄物処理基本計画」に基づき、拠点的広域処理施設である下記（１）、（２）及び（３）のＰＣＢ廃棄物処理施設において処分する。

東京電力株式会社の柱上トランス等（第２章２表３）のうち、柱上トランスは、下記（４）の同社が神奈川県川崎市内に設置する処理施設（洗浄処理法）において処分し、柱上トランスの油は、下記（５）の無害化処理認定施設等において処分する。

低濃度ＰＣＢ廃棄物（第２章２表４）は、下記（５）の無害化処理認定施設等において処分する。

（１）高圧トランス・コンデンサ等

ア　事　業　者　　中間貯蔵・環境安全事業株式会社
イ　事業所の名称　東京ＰＣＢ処理事業所
ウ　住　　所　　東京都江東区青海二丁目地先（中央防波堤内側埋立地）
エ　処 理 能 力　　２ﾄﾝ／日（ＰＣＢ分解量）
オ　対　象　物　　高圧トランス、コンデンサ等（北九州事業及び北海道事業において処理するものを除く）
カ　処 理 方 式　　水熱酸化分解法（注１）
キ　事 業 予 定　　平成１７年１１月から平成３８年３月まで
（平成３５年３月までが計画的処理完了期限であり、平成３５年４月から平成３８年３月までが事業終了準備期間である。）

注１　高温、高圧の水の高い反応性を利用し、酸素を酸化剤として、ＰＣＢを二酸化炭素、塩化ナトリウム、水に分解する処理方式

（２）高圧コンデンサの一部

ア　事　業　者　　中間貯蔵・環境安全事業株式会社
イ　事業所の名称　北九州ＰＣＢ処理事業所
ウ　住　　所　　福岡県北九州市若松区響町一丁目６２番２４
エ　処 理 能 力　　１．５ﾄﾝ／日（ＰＣＢ分解量）
オ　対　象　物　　コンデンサの一部
カ　処 理 方 式　　脱塩素化分解法（注２）
キ　事 業 予 定　　平成１６年１２月から平成３４年３月まで
（平成３１年３月までが計画的処理完了期限であり、平成３１年４月から平成３４年３月までが事業終了準備期間である。）

注２　化学反応によりＰＣＢ分子中の塩素原子を水素等に置換してビフェニルなどＰＣＢ以外の物質にする処理方式

（３）安定器等・汚染物

ア　事　業　者　　中間貯蔵・環境安全事業株式会社
イ　事業所の名称　北海道ＰＣＢ処理事業所
ウ　住　　所　　北海道室蘭市仲町１４番地７
エ　処 理 能 力　　１２．２ﾄﾝ／日
オ　対　象　物　　安定器等・汚染物（注３）
カ　処 理 方 式　　プラズマ溶解分解法（注４）
キ　事 業 予 定　　平成１６年１２月から平成３８年３月まで
（平成３６年３月までが計画的処理完了期限であり、平成３６年４月から平成３８年３月までが事業終了準備期間である。）

注３　安定器等・汚染物とは、安定器、ネオントランス、照明用コンデンサ、感圧複写紙、汚泥等をいう。

注４　アルゴンのプラズマを発生させ、３０００℃以上の高温プラズマ中にＰＣＢを噴霧注入することにより、ＰＣＢを炭酸ガスや水、塩素、水素などに分解させる処理方式

（４）東京電力株式会社の柱上トランス

ア　事　業　者　　東京電力株式会社
イ　事業所の名称　川崎リサイクルセンター
ウ　住　　所　　神奈川県川崎市川崎区扇町４－１６
エ　処 理 能 力　　１４０ﾄﾝ／日（容器洗浄）
オ　対　象　物　　柱上トランス
カ　処 理 方 式　　洗浄処理法（注５）

注５　対象機器を洗浄装置内で減圧浸漬洗浄・減圧蒸気洗浄・真空乾燥操作を必要回数繰り返し、ＰＣＢを溶解・分離する処理方式

（５）低濃度ＰＣＢ廃棄物等

東京電力株式会社が保有する柱上トランスの油（第２章２表３）及び低濃度ＰＣＢ廃棄物（第２章２表４）は、廃棄物処理法第１５条の４の４第１項に基づき、無害化処理認定を受けた施設等において処分する。

参考として、平成２７年３月時点で、一都三県内に設置されている無害化処理認定施設は表５のとおりである。

表５　一都三県内に設置されている無害化処理認定施設

事業者名	設置場所	廃棄物の種類		
		廃油	トランス・コンデンサ等	その他汚染物
杉田建材株式会社	千葉県市原市	○	○	○
東京臨海リサイクルパワー株式会社	東京都江東区	○		
ＪＦＥ環境株式会社	神奈川県横浜市	○		○

２　ＰＣＢ廃棄物を保管している事業者等、処理事業者及び行政の役割

ＰＣＢ廃棄物を保管している事業者、ＰＣＢを含んだ機器を使用している事業者、処理事業者、県及び政令市（千葉市、船橋市、柏市）(注)は、それぞれ次の役割を果たすことにより、ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する。

注　　ＰＣＢ特別措置法第１９条第１項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２４条の２第１項に定める政令市の長として、都道府県知事の権限に属する事務の一部を行うことができると規定されており、本県では、千葉市、船橋市及び柏市（以下「政令市」という。）が該当する。

（１）ＰＣＢ廃棄物を保管している事業者

ア　ＰＣＢ廃棄物は、自らの責任において、漏洩や飛散、紛失することのないよう確実かつ適正に保管する。

イ　毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間における保管、処分の状況について、県又は政令市に届け出る。

ウ　高濃度ＰＣＢ廃棄物は、原則として、計画的処理完了期限内に、低濃度ＰＣＢ廃棄物は平成３９年３月３１日までに処分する。

エ　ＰＣＢ廃棄物の運搬や排出のためにやむを得ず機器の分解が必要な場合は、環境省のガイドライン等に基づきＰＣＢが漏洩、飛散しない方法で実施する。

（２）ＰＣＢを含んだ機器を使用している事業者

ア　ＰＣＢを含んだ機器は、ＰＣＢが漏洩、飛散または紛失しないよう適正に管理する。

イ　毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間における使用状況について、県又は政令市に届け出る。

ウ　平成３７年までのＰＣＢ使用全廃を定めている「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」を踏まえてＰＣＢを含んだ機器の使用を中止し、高濃度ＰＣＢ廃棄物は、原則として、計画的処理完了期限内に、低濃度ＰＣＢ廃棄物は平成３９年３月３１日までに、処分する。

エ　使用を中止したＰＣＢを含む機器の運搬や搬出などのためにやむを得ず機器の分解が必要な場合は、環境省のガイドライン等に基づきＰＣＢが漏洩又は飛散しない方法で実施する。

注　ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画において、使用製品に対する課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築について検討するとされており、今後、課電自然循環洗浄法等が洗浄技術として認められた場合には、当該製品の使用を継続できる場合があり得る。

（３）処理事業者

ア　処分事業者

（ア）　ＰＣＢ廃棄物処理施設からの排気、排水などが周辺環境に影響を及ぼすことのないよう施設を整備、維持するとともに、適正な運転管理を行う。
　また、周辺大気等を定期的に測定し、周辺環境に影響のないことを確認する。

（イ）　ＰＣＢ廃棄物処理施設の操業状況及び測定結果など維持管理状況の情報公開を積極的に行い、ＰＣＢ廃棄物処理施設の安全性について、地域住民の理解と信頼を得ることに努める。

イ　収集運搬事業者

（ア）　ＰＣＢ廃棄物の収集運搬中の漏洩、飛散を防止するため、国が定めた「ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン」並びに各地域の広域協議会等で決定した事項を遵守するとともに、ＰＣＢ廃棄物を処分先に運搬する場合は、処分事業者が定める受入基準を遵守する。

（イ）　車両事故などによる運搬中のＰＣＢ廃棄物の漏えい、飛散に迅速かつ的確に対処するため、「ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン」に従い、緊急時の連絡先や必要な措置を記載した緊急時対応マニュアルを定め、緊急時

の対応を明確にする。
　また、ＰＣＢ廃棄物を安全かつ確実に収集運搬するため、ＰＣＢ廃棄物の収集運搬に従事する者に対して、収集運搬の方法、緊急時の対応など必要な事項を教育する。

（４）県及び政令市

ア　ＰＣＢ廃棄物を保管し、又はＰＣＢを含んだ機器を使用している事業者（以下「事業者等」という。）に対し、それらの機器等が紛失することのないよう、保管状況、使用状況を調査するとともに、必要に応じ立入調査を実施して、保管等の状況を把握する。

イ　収集運搬業者に対し、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理基準、「ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン」並びに各地域の広域協議会で決定した事項等について遵守するよう、監視、指導を行う。

ウ　処分業者に対し、ＰＣＢ廃棄物の処分が周辺環境に影響を与えることなく安全に実施されるよう、監視、指導を行う。

エ　県民に対し、ＰＣＢ廃棄物を保管する事業者からの保管及び処分の状況の届出を毎年公表するなどの情報の提供を行い、ＰＣＢ廃棄物の処理について県民の理解を深めるよう努める。

オ 事業者等からのＰＣＢ廃棄物の保管や処分についての相談に対応するとともに、期間内に処理が完了するよう、ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理に関する周知・啓発を行うなど、計画的な処理の推進を図る。

カ　県は、中小企業者へのＰＣＢ廃棄物処理費用の一部助成など、処理費用の負担が困難な者を救済するために設けられた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」(注)の造成に協力する。

キ　国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者等と協力して、未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表の掲載事業者に対して、処理時期の確認及び計画的処理完了期限内の処理に向けた必要な指導を行うとともに、保管届が未提出の事業者に対しては、届出の提出等必要な指導等を行う。また、未届けのＰＣＢ使用機器及びＰＣＢ廃棄物を把握するため、掘り起こし調査を行い、県内における未処理の機器やＰＣＢ廃棄物を網羅的に把握する。

ク　県は自らもＰＣＢ保管事業者であることから、保管するＰＣＢ廃棄物について、計画的に処理を進める。

注　平成１３年度から、国と４７都道府県で中小企業者等におけるＰＣＢ廃棄

物処理費用の負担を軽減するため独立行政法人環境再生保全機構が運営する「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」の造成を行っている。これにより、中小企業者等の処理料金の負担割合は３０％又は５％となる。

３　関係者相互の連携

（１）少量のＰＣＢ廃棄物を保管する事業者が多数存在すること、ＰＣＢ廃棄物の種類が多岐にわたること、定められた期間に限られた施設で処理しなければならないことを踏まえ、事業者等、収集運搬業者、処分業者及び関係自治体は、相互に協力して計画的な搬入・処分に努める。

（２）県及び政令市は、本県のＰＣＢ廃棄物の処理が行われる拠点的広域処理施設が設置されている地元地方公共団体の重要な貢献を認識し、ＰＣＢ廃棄物の円滑な処理について協力を行う。

（３）東京ＰＣＢ処理事業所は、一都三県のＰＣＢ廃棄物を処分する施設であるところから、一都三県の処理計画や関係自治体の収集運搬業者の許可水準、緊急連絡体制の整備など必要な事項については、「東京ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」(注)において調整し、連携してＰＣＢ廃棄物の円滑な処理を図る。

　また、北九州ＰＣＢ処理事業所及び北海道ＰＣＢ処理事業所についても、同様に、関係する都道府県市等による広域協議会等において調整し、連携してＰＣＢ廃棄物の円滑な処理を図る。

注　一都三県内のＰＣＢ廃棄物の処理について広域的に連絡、調整を行うため、都県及び保健所を設置する９政令市で構成する協議会

（４）未処理事業者の一覧表を作成するにあたっては、国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者と協力して行う。